

(特定事業所集中減算に係る判定結果が80%を超えても正当な理由がある場合のみ提出)

理 由 書

該当する理由に○をつけてください。

- () ア. 利用者の日常生活区域に、特定事業所集中減算の対象サービスとなる事業所がサービス種類ごとに見た場合に少ないため、特定の事業者
に集中していると認められる場合。

再計算の結果 (別紙4添付)

- () (ア) 訪問介護等が位置づけられた居宅サービス計画の数が
1月あたり平均10件以下である。
- () (イ) 紹介率最高法人に80%以上集中していない。

- () イ. 当該居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域にサービス種類ご
との事業所数が4事業所以下である。(事業所の運営規程を添付)

通常の事業実施地域 ()

- () ウ. 当該居宅介護支援事業所が特別地域加算を受けている。

- () エ. 判定期間における事業所の1月平均の居宅サービス計画数(給付管
理数)が20件以下である。

1月平均 () 件
〔計算式〕 居宅サービス計画の総数 () ÷ 月数 ()

- () オ. 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画のうち、それぞれの
サービスが位置づけられた計画件数が1月あたり平均10件以下であ
る。

- () カ. サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案したことにより、
特定の事業者に集中していると認められる(ア)又は(イ)の場合

- () (ア) 紹介したサービス事業所が2年以内に第三者評価を受けて
結果を公表しており、その評価項目のうちa評価が50%以
上で、c評価がない事業所
{ 評価確定日: 年 月 日 }
{ 評価機関名: }

- () (イ) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用した
い旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会
議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容に
ついての意見・助言を受けているもの。(以下の①~③の資
料を添付)

- ①別紙4
②理由書
③意見・助言を受けた当該計画に係る地域ケア会議等の資料 } }

() キ. その他正当な理由と認められる場合

(ア) 事業所の体制が充実していると考えられる a ~ b のいずれかの場合

→ () a 訪問介護事業所において、特定事業所加算 (Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) のいずれかを算定している事業所

→ () b 個別機能訓練加算 (Ⅰ) 又は (Ⅱ)、栄養改善加算、口腔機能向上加算の全てを算定することができる旨の届出をしている通所介護事業所又は地域密着型通所介護事業所

(イ) 利用者の希望を勘案したことにより、特定事業所に集中していると考えられる場合

→ () a 訪問介護等のサービス事業所において、その利用者のうち、特定事業所集中減算の対象となる居宅介護支援事業所が居宅サービス計画を作成した利用者の占める割合が 75% 以下である事業所 (別紙 5 添付)

→ () (ウ) サービスの提供に当たって指示を受けた主治の医師との密接な連携を確保するため、特定の事業所に集中していると認められる場合 (別紙 4 添付)